

青森県報

号外第三十九号

平成十九年
四月一日
(日曜日)

目次

告 示

建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格……………(監理課)…

告 示

青森県告示第二百九十号

平成十九年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設関連業務」という。)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第四条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する第六百六十七条の五第二項並びに特例政令第四条の規定に基づき、当該建設工事及び建設関連業務に係る契約についての一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法等を次のとおり公示する。

平成十九年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 資格審査の区分

1 建設工事

資格審査は、建設業法別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに区分して行う。

2 建設関連業務

資格審査は、次に掲げる業種ごとに区分して行う。

(一) 測量業務

(二) 建築関係建設コンサルタント業務

(三) 土木関係建設コンサルタント業務

(四) 地質調査業務

(五) 補償関係コンサルタント業務

二 競争入札参加資格

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号。以下「建設工事規則」という。)第二条の定めるところにより、次のとおりである。

(一) 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

(二) 四の1に規定する競争入札参加資格審査申請書又は電子情報処理組織を使用して行う申請に係る様式及び四の1の知事が定める書類に記載又は記録をすべき重要な事項について記載又は記録をし、かつ、それらの記載又は記録の内容が事実と反していないこと。

(三) 建設業法第三条第一項の規定による許可(同条第三項の許可の更新を含む。)を受けていること。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和五十八年二月青森県規則第六号。以下「関連業務規則」という。)第二条の定めるところにより、次のとおりである。

(一) 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

(二) 四の2に規定する資格審査申請書(四の2の規定により添付しなければならない書類を含む。)の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

- 三 資格審査の申請の時期
資格審査の申請の時期は、随時とする。
- 四 資格審査の申請の方法

1 建設工事

資格審査の申請は、建設工事規則第四条第一項の定めるところにより同項に規定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送し、又は同規則第十六条第一項の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を行い、及び同条第三項の定めるところにより次に掲げる書類を県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。

(一) 県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者のうち建設業法第三条第一項の許可を受けている営業所を本県に有している者にあつては、申請日以前一ヶ月以内に地域県民局長が交付する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請書の納税証明書の原本

(二) 総合評定値通知書の写し（建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成六年建設省告示第四百六十一号）に定める項目及び基準により審査が行われたものに係るものに限る。）

(三) 県内に主たる営業所を有する者のうち、郵送して申請を行うものにあつては主観的査定要素申告書（工事第一号様式）及びその記載内容を確認できる書類、電子情報処理組織を使用して申請を行うものにあつては主観的査定要素申告書の評定項目の該当の有無を確認できる書類

(四) 県内に主たる営業所を有しない者（電子情報処理組織を使用して申請を行うものを除く。）にあつては、営業所一覧表（工事第二号様式）

(五) 工事の種類が、土木一式工事又は建築一式工事に係る資格審査の申請をする者のうち、(二)の総合評定値通知書に記載された技術職員数に増減があるものにあつては、技術職員調書（工事第三号様式）及びその記載内容を確認できる書類

(六) 角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手を貼付したものの一通

2 建設関連業務

資格審査の申請は、関連業務規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に持参又は

郵送して行わなければならない。この場合において、資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、地質調査業者登録業者（地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあつては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し及び同規程第八条第一項第三号に規定する書面の写し（同項の規定により提出している場合に限る。）並びに同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写しの提出をもって(七)、(八)及び(九)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(一) 申請書別表（関連業務様式第一号）

(二) 業務調書（関連業務様式第二号）

(三) 有資格者数調書（関連業務様式第三号）

(四) 有資格者一覧表（関連業務様式第四号）

(五) 業務実績一覧表（関連業務様式第五号）

(六) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする登録等の証明書の写し

(七) 資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者である場合にあつては建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経振発第九十四号建設省建設経済局建設振興課長通知）4の規定による通知の写し、地質調査業者登録業者である場合にあつては地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経振発第百二号建設省建設経済局建設振興課長通知）3の規定による通知の写し、補償コンサルタント登録業者である場合にあつては補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成六年六月二十日付け建設省第四十四号建設省建設経済局調整課長通知）5の規定による通知の写し

(八) 法人である場合にあつては登記事項証明書の写し

(九) 法人である場合にあつては直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人である場合にあつては直前二年の各事

業年度の貸借対照表及び損益計算書

(十) 県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者のうち営業所を本県に有している者にあつては、申請日以前一ヶ月以内に地域県民局長が交付する青森県建設工事等競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の原本

(十一) 国税通則法第二百二十三条第一項の規定により税務署長が交付する同法施行令第四十一条第一項第一号に規定する事項について消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書の写し

(十二) 常勤の従業員数を確認できる書類の写し
(十三) 角形二号封筒に資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手を貼付したものの一通

五 競争入札参加資格の認定

1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、建設工事規則第五条及び第六条の定めるところにより、次のとおり認定する。

(一) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、別に定める青森県建設工事競争入札参加資格審査要領により、申請に係る建設工事の種類ごとに建設工事規則別表第一及び別表第二に掲げる各項目を点数化し、その総合数値の点数順に等級の区分を付して競争入札参加資格があるものと認定する。

(二) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、関連業務規則第五条の定めるところにより、次のとおり認定する。

(一) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、当該資格があるものと認定する。

(二) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、建設工事規則第五条の二又は関連業務規則第五条の二の定めるところにより、資格審査を受けた者に通知する。

七 競争入札参加資格の有効期間

1 建設工事

競争入札参加資格の有効期間は、建設工事規則第七条の定めるところにより、平成十九年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については同年七月一日から平成二十年六月三十日まで、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から平成二十年六月三十日までとする。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の有効期間は、関連業務規則第六条の定めるところにより、平成十九年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については同年七月一日から平成二十一年六月三十日まで、平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から平成二十一年六月三十日までとする。

八 競争入札参加資格の更新手続

1 建設工事

競争入札参加資格の更新を希望する者は、建設工事規則第四条の定めるところにより、平成二十年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

2 建設関連業務

競争入札参加資格の更新を希望する者は、関連業務規則第四条の定めるところにより、平成二十一年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

工事第一号様式

主 観 的 査 定 要 素 申 告 書

商号又は名称

評 価 項 目	該 当 事 項	添 付 書 類
建設業労働災害防止協会に加入している		建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
COHSMS評価サービスを受けている又はOHSA S18001の認証を取得している		COHSMS評価証の写し又はOHSA S18001審査登録証等の写し
ISO9001の認証を取得している		ISO9001の審査登録証等の写し
ISO14001の認証を取得している		ISO14001の審査登録証等の写し
新規卒者を継続雇用している		【別紙】新規卒業者継続雇用認定基準に定める書類

- 注1 該当する事項の太枠内に○印を記入すること。
 2 該当する事項について、添付書類を併せて提出すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

工事第二号様式

営 業 所 一 覧 表

営業所の名称	所在地	電話番号	備考
		FAX 番号	
	〒		

- 注1 東北地方に所在する建設業法第3条第1項の許可を受けている支店等営業所及び連絡先である支店等営業所で、契約に関する事務を行うものについて記入すること。
 2 「備考」の欄には、支店等営業所が建設業法第3条第1項の許可を受けている場合は◎印を、連絡先である場合には○印を記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

No	氏 名	土木一式工事関係		建築一式工事関係	
		1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士	2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士	1級建築施工管理技士又は1級建築士	2級建築施工管理技士又は2級建築士
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

- 注 1 常時雇用されている者について記入すること。
- 2 「土木一式工事関係」及び「建築一式工事関係」について、総合評定値通知書記載の技術職員数から増減がある場合、その全員分について氏名を記入し、該当する資格に○印を記入すること。
- 3 「1級土木施工管理技士」、「2級土木施工管理技士」、「1級建設機械施工技士」、「2級建設機械施工技士」、「技術士」、「1級建築施工管理技士」、「2級建築施工管理技士」、「1級建築士」及び「2級建築士」については、裏の表のとおりとする。
- 4 記入した者について、県内業者にあつては財団法人青森県建設技術センターに技術者登録をしている者についてのみ、県外業者にあつては資格証及び常勤確認資料を提出した者についてのみの所屬技術者として認めるものとする。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

(裏の表)

資格区分	説 明
1級土木施工管理技士	建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
2級土木施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
1級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者
2級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工とするものに合格した者
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定によるに技術士試験の第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
1級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
2級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
1級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項の規定による1級建築士の免許を受けた者
2級建築士	建築士法第4条第2項の規定による2級建築士の免許を受けた者

関連業務様式第三号

※業者番号 []

有資格者数調査書

30 有資格者数

(1) 技術士以外の資格

Table with columns: 資格名, 人数. Lists various professional qualifications such as 1級土木施工管理技士, 2級土木施工管理技士, etc.

(2) 技術士関係の資格

Table with columns: 部門, 専門科目, 技術士, ROOM. Lists technical fields like 土木工学, 電気電子, 機械, etc.

(注) ・人数は延人数である。 ・1人で同一種類の1・2級、士・士補の資格を有している場合は、上位のものを計上する。 ・〇〇実務経験者には同種の有資格者は含まない。

関連業務様式第四号

※業者番号 []

有資格者一覧表

Main table for listing qualified persons. Columns include: 左記実務経験者の場合の実務経験年数, 氏名, ふりがな, 生年月日, 最終学歴, 専攻学科, 技術士, and a grid for listing individuals (1-20) and a total row.

関連業務様式第五号

業務実績一覧表

記載要領

- 1 希望する業種区分ごとに作成してください。(測量、建築関係、土木関係、地質調査、補償関係)
- 2 発注区分ごとに、直前2年間の主な契約について、2件以内記入してください。(完成、未成を含む)
- 3 「業務対象の規模」欄には、例えば測量における面積や精度等、設計における構造や延面積等を記入してください。
- 4 「契約金額」欄には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入してください。(千円未満四捨五入)

※登録番号

発注区分	契約相手先	元請 ・下請	契約件名	業務対象の規模	業務履行場所 の都道府県名	契約金額 (千円)	着手年月	完成(予定)年月
青森県								
青森県								
他公共								
他公共								
民間								
民間								

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭